

沖縄市高齢者住宅等安心確保事業（生活援助員派遣事業）業務委託仕様書

1 件 名

沖縄市高齢者住宅等安心確保事業（生活援助員派遣事業）

2 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

3 事業概要

- (1) 沖縄市安慶田市営住宅及び室川市営住宅内のシルバーハウジング（緊急通報システム付）に居住する38世帯（令和7年12月1日時点）に対し、生活援助員を派遣し、生活相談や、安否確認、毎日の声掛け等による見守り、緊急時の対応、介護予防に資する活動等を行う。
- (2) 業務の実施については、本仕様書のほか、沖縄市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱に基づき、行うものとする。

4 派遣時間

○だんらん室駐在時間：毎日 4時間（9時～13時） *12/31～1/2を除く

○緊急時派遣：隨時、必要な時間

5 派遣対象

- (1) 沖縄市安慶田市営住宅内（シルバーハウジング・20世帯）及びだんらん室（生活援助員職務室）。

所在地：安慶田1丁目26番

建 物：沖縄市安慶田市営住宅（シルバーハウジング）

A棟（鉄筋コンクリート造り6階建て 2階1DK：3世帯、1LDK：2世帯）

B2棟（鉄筋コンクリート造り8階建て 3階、1LDK：4世帯）

B1棟（鉄筋コンクリート造り8階建て 2階から3階、1DK：9世帯、1LDK：2世帯）

だんらん室はB2棟の2階

計20世帯

- (2) 沖縄市室川市営住宅内（シルバーハウジング・20世帯）及び、だんらん室（生活援助員職務室）。

※ただし、入居者が退去した場合は、空室より順次、シルバーハウジングから一般高齢者向け住宅に変更する為、生活援助員の派遣対象外とする。

所在地：沖縄市室川1丁目9番

建 物：沖縄市室川市営団地（シルバーハウジング）

6号棟（鉄筋コンクリート造り11階建て 2階、1DK：1世帯）

7号棟（鉄筋コンクリート造り14階建て 1階から3階、1DK：3世帯）

8号棟（鉄筋コンクリート造り 7階建て 1階から4階、1DK：2世帯、1LDK：5世帯）

9号棟（鉄筋コンクリート造り 4階建て 1階から2階、1DK：5世帯、1LDK：2世帯）

だんらん室は8号棟の1階

計18世帯

6 生活援助員の業務内容

- 1) **生活指導・相談**：入居高齢者の生活相談や健康相談に応じる。
- 2) **安否確認**：毎日、入居者宅へ①電話、②訪問、③団地内等での声かけによる見守りを行う。
- 3) **一時的な家事援助**：急病時の一時的な家事援助を行なう。

- 4) **緊急時の対応**：緊急通報発報時には、すみやかに移動し必要に応じ救急車の要請等、適切な対応を行なう。
- 5) **関係機関等の連絡**：高齢者のニーズに応じ福祉サービス等の利用調整や関係者、関係機関への連絡調整を行なう。
- 6) その他、日常生活における必要な援助（生活援助員から申し出があり市長が特別に認めた業務のみ援助可能）※文言については平成二年八月二十七日付の厚生省（現厚労省）からの通知の例による。
- 7) **相談内容の報告**：入居者からの相談等を業務日誌に記録し、相談内容及び件数を月毎にまとめ翌月の15日までに市に提出する。（別紙2-1、2-2参照）
- 8) **だんらん室の管理、運営**：だんらん室の活用を工夫し、居住者同士の交流支援を行う。
 - ① 茶話会、介護予防の運動、健康講話、ビデオ鑑賞、各種講座の実施を行うこと
 - ② 介護予防に資する運動や認知症予防に資する講話等の活動を1ヶ月に1回以上実施すること。
 - ③ ②の実施については、受託事業者に所属する職員を活用してもよいものとする。
 - ④ ①及び②に関する活動は、シルバーハウジング入居者以外にも室川市営住宅及び安慶田市営住宅の住民及び近隣住民へも周知し、介護予防活動及び交流の場を設定するものとする。
 - ⑤ 介護予防活動報告を毎月行う。（別紙2-3）
 - ⑥ 感染症予防対策を行うこと
- 9) **鍵の預かり及び管理**：緊急発報時のドアの解錠・施錠及び緊急対応時に使用することを目的に入居者から住宅の鍵1本を預かり、だんらん室にて管理する。

7 緊急通報システム装置及び連絡体制

- 1) 居室の緊急通報システムが発報した場合、だんらん室の受信装置で部屋を確認し、対応する。
- 2) 受託事業者は事業受託期間中、緊急通報システム受信装置を間断なく監視し、常に緊急対応業務受託事業所（警備会社）と連絡が取れる体制をとること。
- 3) 緊急時に備え、入居者の緊急連絡先、警備会社、市役所（介護保険課、住まい建築課等）、沖縄市営住宅指定管理者、その他関係機関の連絡網を整備しておくこと。
※ 連絡体制の詳細は別紙フローチャート参照（別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3）
- 4) 緊急通報システムの故障時には市へ連絡し調整を行った上で適宜安否確認を行うこと。
- 5) 緊急通報システムが変更となった場合は、緊急発報時の対応を市と協議のうえ決定する。

8 人 員

- 1) 本事業の担当者として専任配置し、派遣時間において1名以上を配置すること。
- 2) 生活援助員は心身共に健全で高齢者の福祉に関し理解と熱意を有し、業務内容を適切に実施する能力を備えている者とする。
- 3) 生活援助員は、介護福祉士の資格又はそれ相当の資格及び高齢者の相談支援の経験をもつ受託事業所の職員等であること。

9 再委託の禁止

受託事業者は、本業務を第三者へ再委託してはならない。

10 守秘義務

受託事業者は、本事業を行うにあたって、対象者の人格を尊重するとともに、事業実施中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

11 委託料について

委託料には、人件費、管理費（消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費）にかかる費用等を含むものとする。書面により請求し、委託料の支払いは4月、8月、12月の3回払いとする。

12 本仕様書に記載されていない事項については、甲、乙協議して決定する。

安慶田市営住宅内シルバーハウジングにおける緊急発報時の対応（1）

【生活援助員だんらん室派遣時間帯の場合】

発報種別

- ① 緊急通報（トイレ・浴室・部屋 ボタン）
- ② 生活異変（水量センサー）
- ③ ガス漏れ発生（台所ガス感知器）

居室にて緊急通報システム（子機）発報



だんらん室の緊急通報システム（親機）にて受信



生活援助員はだんらん室の緊急通報システム（親機）にて

発報のある居室番号を確認し、居室へ出動する

※発報から30秒以内に本人が発報を解除しない
場合は、自動で施錠が解除される



①緊急事態を確認した場合

②緊急以外と確認した場合

③誤報等と確認した場合

*緊急性の判断は、対応した職員で判断



- 119番にて救急車を要請
- 必要に応じ緊急連絡先へ連絡

例) トイレで倒れた
体調不良等の相談
蛇口の閉め忘れ

例) 間違っておした
機械の不具合
殺虫剤によるガス
漏れ感知器の作動

●必要な措置をとる

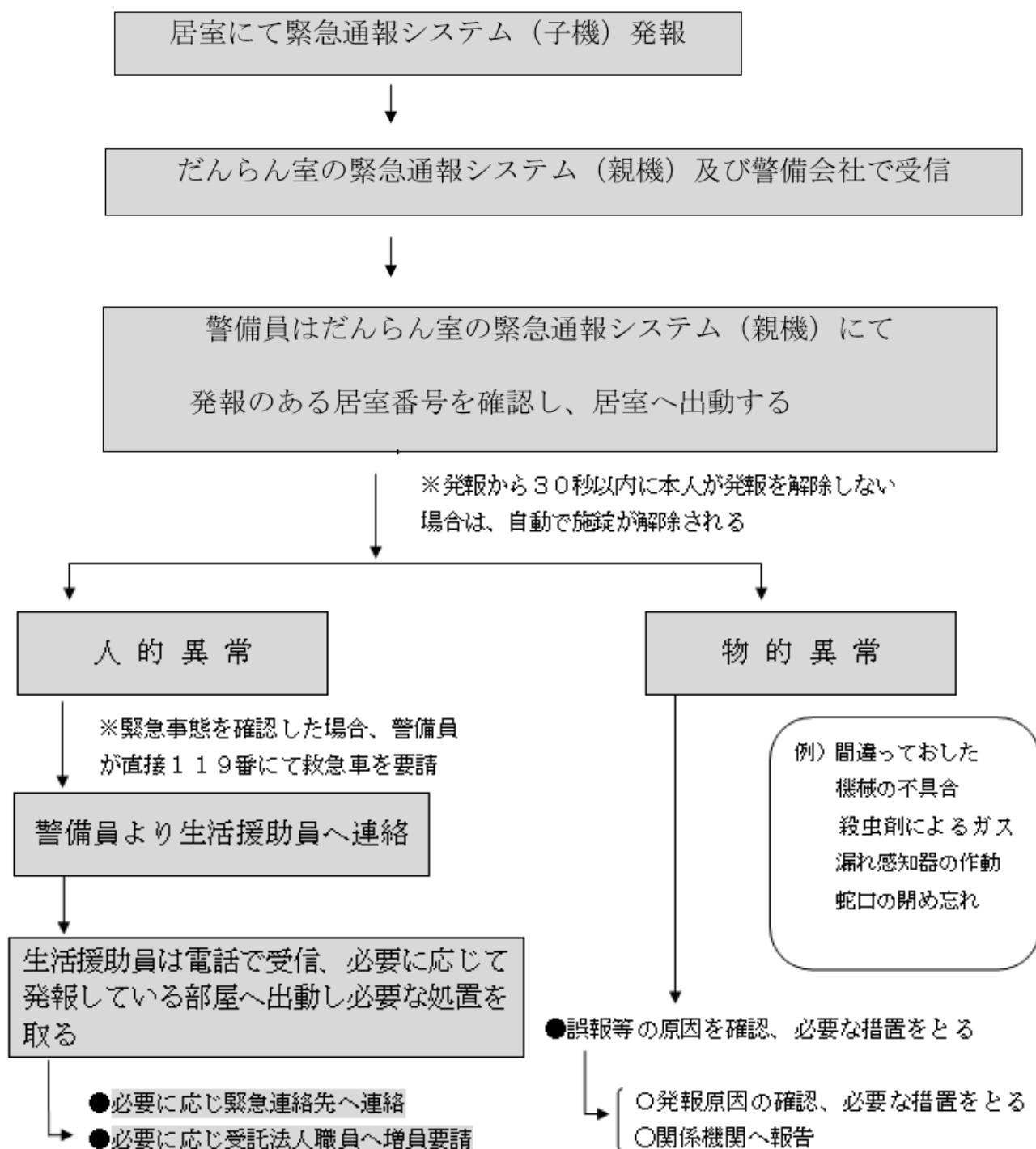
- 身体介助・生活相談、家事援助等
- 発報原因の確認、必要な措置をとる
- その他の必要な支援等

●誤報等の原因を確認、必要な措置をとる

- 発報原因の確認、必要な措置をとる
- 沖縄市市営住宅指定管理者へ対応を依頼

安慶田市営住宅内シルバーハウジングにおける緊急発報時の対応（2）

【生活援助員だんらん室派遣時間帯以外の場合】



室川市営住宅内シルバーハウジングにおける緊急発報時の対応

【1. 警備会社への委託内容】

- ① 緊急通報装置の設置
(居室に1台設置。希望者のみ、ペンダント型送信機を追加設置)
→ 「緊急ボタン」を押すと警備会社へ通報
- ② 見守りセンサーの設置 (入居者が毎日使用する場所に1台設置)
→ 12時間センサー反応がないと警備会社へ通報
- ③ 緊急通報による現場駆け付け (24時間対応)、緊急連絡先へ連絡、救急搬送要請
※ 警備会社による鍵の預かりは希望者のみ
- ④ 日常の健康相談機能
→ 「相談ボタン」を押すとコールセンターが健康相談に対応

【2. 生活援助員の対応】

生活援助員だんらん室派遣時間帯の場合

午前9時～午後1時 (4時間)

12/31～1/2以外の毎日

- ① 生活援助員派遣時間内に警備会社へ通報があった場合、警備員が現場へ出動すると同時に、警備会社よりだんらん室へも電話連絡
- ② 生活援助員は電話受信後、必要に応じて対象者の部屋へ出動し、必要な処置をとる。
 - ※ 必要に応じて緊急連絡先へ連絡
 - ※ 現場へ駆け付けた警備員と連携し、必要な処置をとる
 - ※ 警備会社による鍵の預かりがない世帯については、必要に応じてだんらん室保管の鍵で解錠、施錠を行う

生活援助員だんらん室派遣時間帯以外の場合

通常：午後1時～翌午前9時 (20時間)

12/31～1/2：午前9時～翌午前9時 (24時間)

警備会社による現場駆け付けがあった場合は、警備会社より「警備報告書」がだんらん室及び沖縄市介護保険課へ提出されるので、翌勤務日に状況を確認し、必要な支援等を行う。

高麗文書

其目的實在於此

令和	年	月	日	曜日	天氣
元	2023	10	28	木	晴
現人間世界	死人世界				
死因	死因	死因	死因	死因	死因

日記簿(9月1-12月1)

卷之三

卷之三

（註）本章所指的「私有化」，係指「將公營企業轉為私營企業」，即由公營企業轉為私營企業，並非指「將公營企業轉為私有企業」。

No.	筆順号	姓名	方案否難處	不-在	兩點內容等
1		杞	電-點-外-外-他	不-在	
2		杞	電-點-外-外-他	不-在	
3		杞	電-點-外-外-他	不-在	
4		杞	電-點-外-外-他	不-在	
5		杞	電-點-外-外-他	不-在	
6		杞	電-點-外-外-他	不-在	
7		杞	電-點-外-外-他	不-在	
8		杞	電-點-外-外-他	不-在	
9		杞	電-點-外-外-他	不-在	
10		杞	電-點-外-外-他	不-在	
11		杞	電-點-外-外-他	不-在	
12		杞	電-點-外-外-他	不-在	
13		杞	電-點-外-外-他	不-在	
14		杞	電-點-外-外-他	不-在	
15		杞	電-點-外-外-他	不-在	
16		杞	電-點-外-外-他	不-在	
17		杞	電-點-外-外-他	不-在	
18		杞	電-點-外-外-他	不-在	
19		杞	電-點-外-外-他	不-在	
20		杞	電-點-外-外-他	不-在	
21		杞	電-點-外-外-他	不-在	
22		杞	電-點-外-外-他	不-在	
23		杞	電-點-外-外-他	不-在	
24		杞	電-點-外-外-他	不-在	
25		杞	電-點-外-外-他	不-在	
26		杞	電-點-外-外-他	不-在	
27		杞	電-點-外-外-他	不-在	
28		杞	電-點-外-外-他	不-在	
29		杞	電-點-外-外-他	不-在	
30		杞	電-點-外-外-他	不-在	
31		杞	電-點-外-外-他	不-在	
32		杞	電-點-外-外-他	不-在	

月相談形態累積件数(派遣時間内・時間外)														
来室			訪問		電話		その他		緊急発報内容				緊急対応	
									正報		誤報			
派遣時間内	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
時間外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
当月来室者(実数)			シルバーハウジング入居者						名	入居者以外の来室者			名	

生活援助員への相談内容			
相談内容	件数		相談内容及び備考欄
(1)福祉サービスについて	件		
(2)介護保険サービスについて	件		
(3)家族に関すること	件		
(4)医療に関すること	件		
(5)身体に関すること	件		
(6)生活・経済に関すること	件		
(7)システムに関すること	件		
(8)他入居者に関すること	件		
(9)見守り訪問	件		
(10)交流・情報交換	件		
(11)その他	件		

別紙2-3

実施日	令和 年 月 日 ()		
実施時間			
参加者数	合計 () 名 【内訳】 シルバーハウジング入居者 () 名 () 市営団地入居者 () 名 () 自治会住民 () 名		
実施内容			
実施者	氏 名		職 種
	所 属		